

◎は環境省が主管の要望

## ◎ 産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設に係る資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置【拡充】（事業所税）

・プラスチック資源循環法に基づく自主回収・再資源化事業計画の認定を受けて行う使用済プラスチック使用製品の再資源化事業の用に供する施設及び同法に基づく再資源化事業計画の認定を受けて行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業の用に供する施設に係る事業所税について、廃棄物処理法上の許可業者・認定事業者を対象とする現行の課税標準の特例措置の対象者を拡充し、資産割の課税標準を3/4控除、従業員割の課税標準を1/2控除とする。

### <結果>

・拡充は認められなかった。

## ◎ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置【延長】（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定廃棄物最終処分場における埋立て終了後の維持管理に備えるための準備金（維持管理積立金）を積み立てた際に、当該積立金を損金又は必要経費に算入できる特例措置（損金算入可能な限度額は都道府県知事による通知額の6割）について、適用期限を2年間延長する。

### <結果>

・延長は認められなかった。

・ただし、令和3年度末時点で廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けている者について、令和4年度及び令和5年度は現行どおりの準備金積立率（60%）による積立てを認めるとともに、令和6年度から令和10年度までについては、1年ごとに10%ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずることとされた。

